

平成28年度

監査結果フォローアップ報告

長崎県監査委員

監査結果フォローアップ報告（平成 28 年度確認分）

1 フォローアップの目的

監査結果報告において指摘事項又は意見とした事項（以下「指摘事項等」という。）について、措置の状況を確認し、是正・改善が認められない事項については是正・改善の取組みを促し、徹底した事後検証を行うとともに、類似事例の再発防止の取組みについて啓発するなど監査結果のフォローアップを行うことにより、監査の実効性を高める。

（参考）確認基準

区 分		内 容	摘 要	
A	是正・改善済	措置を講じ、改善を終えたと認められるもの	その後の取組状況の報告を求めない	
B	是正・改善見込	講じた措置が未だ終了していないが、是正・改善が確実に見込まれると認められるもの		
C	是正・改善に取組中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 是正・改善に着手していると認められるもの ・ 是正・改善に向けて検討がなされている又は検討しようとしているのが認められるもの 	次年度以降の定期監査で、指摘事項等によることによつて、措置状況として報告を求め、継続的にフォローをしていく	是正・改善が見込まれるまで、その後の取組状況の報告を求め、フォローしていく
D	未取組	是正改善の取組みが認められないもの（改善も検討もしていないもの）	その後の取組状況の報告を求めないが、解決に長期間を要するものについては、定期監査において継続して是正・改善の確認を行う	
E	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解決に長期間を要するもの等、やむを得ないと認められるもの ・ その他（監査対象から外れたもの等） 		

2 フォローアップの概要

平成26年度～27年度に実施した定期監査（普通会計・公営企業会計）並びに平成24年度～平成26年度に実施された包括外部監査の指摘事項等に対する執行機関の措置状況について、提出された資料に基づき確認するとともに、平成28年度の定期監査（前期分）の際に検証を行った。

是正・改善が済んでいない事項については、必要に応じて、次年度以降の定期監査において、指摘事項等として再度、是正・改善を求めている。

(1) フォローアップの対象について

「収入未済」、「未利用地の解消」等については、翌年度も引き続き指摘事項等とすることから、本報告の対象から除外した。

フォローアップ対象に係る取組状況確認結果

区分	フォローアップ対象	H28確認結果						その他 E
		是正・改善済 A	是正・改善見込 B	H29フォローアップ対象				
				是正・改善に取組中 C	未取組 D	計 C+D		
H27	定期監査	62	60	1	1	1		
	普通会計	62	60	1	1	1		
	公営企業会計	6	6			0		
	小計	68	66	1	1	1		
	行政監査	0				0		
	計	68	66	1	1	1		
H26	定期監査	5	1			0	4	
	普通会計	5	1			0	4	
	公営企業会計	0				0		
	小計	5	1			0	4	
	行政監査	0				0		
	包括外部監査	36	31	4		0	1	
	計	41	32	4		0	5	
H25	定期監査	0				0		
	普通会計	0				0		
	公営企業会計	0				0		
	小計	0				0		
	行政監査	0				0		
	包括外部監査	2	2			0		
	計	2	2			0		
H24	定期監査	0				0		
	普通会計	0				0		
	公営企業会計	0				0		
	小計	0				0		
	行政監査	0				0		
	包括外部監査	4				0	4	
	計	4				0	4	
合 計 (~)		115	100	5	1	0	1	9

(注) H27包括外部監査については、措置状況の報告期限の関係からH29フォローアップ対象として確認する。

(2) 平成 27 年度指摘事項等分について

平成 27 年度指摘事項等の対象となった 68 件の内訳は、「是正・改善済」が 66 件、「是正・改善見込」が 1 件、「是正・改善に取り組中」が 1 件であった。

「是正・改善に取り組中」の 1 件については、今後のフォローアップの対象である。

(3) 平成 26 年度指摘事項等分について

平成 26 年度指摘事項等の対象となった 41 件の内訳は、「是正・改善済」が 32 件、「是正・改善見込」が 4 件、「その他」が 5 件であった。

「その他」の 5 件については、執行機関の見解がやむを得ないと認められるものであった。

(4) 平成 25 年度指摘事項等分について

平成 25 年度指摘事項等の対象となった 2 件はいずれも「是正・改善済」であった。

(5) 平成 24 年度指摘事項等分について

平成 24 年度指摘事項等の対象となった 4 件はいずれも「その他」であり、引き続き取り組みが必要であるものの、解決に長期間を要すると認められるものであった。

3 改善された事項の主な内容

(1) 補助金に係る消費税の取扱いについて（平成 27 年度定期監査・普通会計）
〔指摘事項等〕

消費税の納付に当たって、一般的には、課税売上に係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した額を納付することになっている。

補助金に係る消費税については、補助対象経費に消費税額が含まれ、かつ補助事業者が課税仕入れに係る消費税額の控除を行う場合には、その消費税相当額が過大に交付されることになる。

このため、各部で定める補助金交付要綱では、消費税の申告義務がない者や簡易課税方式などを採用している者を除き、仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、この金額を補助金の額から減額して知事へ報告し、知事は当該金額の返還を請求することになっている。

しかしながら、上記の事例に該当するにもかかわらず補助事業者からの報告がないものが見受けられた。

については、補助金交付要綱を踏まえ、適正に事務処理がなされるよう周知に努めるべきである。

〔措置状況〕

本意見をを受けて、平成 27 年 10 月 13 日に開催された「平成 27 年度定期監

査（前期）結果にかかる研修会」及び平成 27 年 10 月 30 日付け総務部長通知により、適正に事務処理がなされるよう周知徹底を図りました。

今後はこのような事がないよう、機会のあるごとに引き続き周知に努めてまいります。

〔確認結果〕

平成 27 年 10 月 13 日に開催された「平成 27 年度定期監査（前期）結果にかかる研修会」及び平成 27 年 10 月 30 日付け総務部長通知により、適正に事務処理がなされるよう周知徹底を図っている。

(2) 消防用設備等の点検で判明した不良設備の改善について（平成 27 年度定期監査・普通会計）

〔指摘事項等〕

県においては、管理している施設の消防設備、防火扉、自家用電気工作物等の保安管理のため、法令等に基づき点検業務委託を行い、その点検結果に基づいて不良設備の修繕などの対応を行っているところである。

今回、消防用設備等点検業務委託などの点検結果報告において、設備不良により機器の更新や修繕が必要とされた事項の対応状況を確認したところ、県立学校や警察署の一部において、対応がなされていない事例や対応が遅延している事例が認められた。

点検結果に応じて適切な対応がなされないとすると、点検業務委託に要した経費が無駄になるばかりでなく、不良な消防設備等の放置は、火災などの有事の際に直接人命に影響を与える恐れもあるため、緊急性・重要性・危険性を判断し、適切な補修・改修などの対応が行われるよう指導を行うべきである。

〔措置状況〕

教育庁では、施設設備等の点検結果において、破損や経年劣化等による不良箇所があれば、その危険性・緊急性・重要性を判断し、適切な対応をすべきであり、その不具合の程度によっては、多額の経費を要することもあります。改修に伴う予算要求に対しては本課としても優先的に予算措置を行っている状況であります。

平成 28 年 4 月 8 日付けで監査結果の内容とともに適切な事務処理について通知をしているところですが、今回の監査結果において、速やかな対応がなされていない事例が散見されることを受け、年度初めに開催された、校長会、事務長会、施設担当者会において、迅速に適切な対応を行うよう周知徹底を図りました。

警察本部では、管理している施設の保安管理のためには法令等に基づく各種点検結果を踏まえた適時な対応が重要であることから、再発防止に向け、各警察署に対して趣旨の徹底を図るとともに、点検結果を踏まえ、速やかに措置を講じるよう指導したところであります。

〔確認結果〕

教育庁においては、平成 28 年 4 月 4 日付けで県立学校長あての「平成 27 年度普通会計(後期)結果等について」(教育長通知)により周知徹底が行われており、今回、対応がなされていない等の県立学校の事例については、すべて改修、修繕が完了している。

警察本部においては、平成 28 年 6 月に開催された各警察署の会計課長会議において趣旨説明を行い、周知徹底が行われている。

4 課題として残っている事項

課題事項

区分	定期監査 (普通会計)	行政監査	包括外部監査	計
H27	1	0	0	1
計	1	0	0	1

課題として残っている事項は、定期監査(普通会計)の 1 件である。
なお、課題の概要は下記のとおりである。

(1) 定期監査(普通会計)

平成 27 年度指摘事項等 1 件

X線撮影装置の更新について

保健所内における撮影件数は地域的に偏りはあるものの、大きく減少している状況を踏まえ、今後の X 線撮影装置の整備にあたっては、経済性、効率性の観点から、十分に検討がなされるべき